

## 「横浜ものづくり企業ガイド 2018」掲載企業募集要項

### 1 掲載企業募集の趣旨

横浜を代表する中小企業の技術力や製品などの“特長”、“売り”を、見やすく・分かりやすく紹介する企業ガイドブックとして「横浜ものづくり企業ガイド 2018」を発行します。2018 年版では、通常版（日本語）と海外版（英語）の 2 種類を作成し、国内、海外の両方で、企業 PR、企業間連携等に活用します。このほか、ガイドのデータを WEB 版として、IDEC 横浜の WEB サイトに掲載し、情報発信をします。

### 2 「横浜ものづくり企業ガイド 2018」の概要

#### （1）掲載事項

横浜市内に事業所を有する「ものづくり企業」の紹介（個別企業 PR 各企業 A 4 版片面 1 ページ）

#### （2）仕様の概要

A 4 版・4 色刷り・無線とじ

#### （3）活用方法

##### ア 通常版（日本語）

- ・ 「横浜ものづくりコーディネーター」が、市内企業との取引や連携を希望する企業や大学、研究機関などの技術・研究開発者などに対して、掲載企業の得意分野や得意技術などをタイムリーに紹介します。
- ・ ビジネスマッチング会、展示会などでの活用  
IDEC 横浜が主催するビジネスマッチング会や各種展示会などで PR の手段として活用します。
- ・ 配布・配置  
市内企業との取引や連携を希望する、大学、研究機関及び金融機関などに配布・配置します。

##### イ 海外版（英語）

- ・ IDEC 横浜の海外連携機関等に配布します。
- ・ 海外企業からの問い合わせには、IDEC 横浜が窓口となり対応しますので、安心して掲載できます。
- ・ 海外企業との商談に向けた準備は、IDEC 横浜の専門家が個社別にサポートします。
- ・ 日本に進出する外資系企業との連携のきっかけになります。

#### （4）発行予定

平成 30 年 10 月

#### （5）ウェブページへの掲載

「横浜ものづくり企業ガイド 2018」に掲載された各企業の情報は、通常版（日本語）、海外版（英語）ともに、IDEC 横浜のウェブページに掲載します。

### 3 募集要領

#### (1) 応募資格

次のすべての条件を満たす法人とします。

ア 名称と連絡先（所在地、電話番号、E-mail アドレスなど）を公開できること。

イ 応募した企業の技術・製品・サービスなどが、この要項公表日以降に民事・刑事上の責任を問われる事故を生じさせていないものであること。また、過去に当該事故を生じさせていないこと。

ウ 横浜市内に事業所を有する中小製造業者（みなし大企業、ファブレス企業や技術開発型商社を含む。）であって、次のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 高度な技術を有し、その技術が自社又は他社の製品に利用されているか、又は利用される見込みがあること。

(イ) 優れた技術を有し、その技術を活用した製品のシェアが国内有数と認められ、又は認められる可能性があること。

(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) に準ずるもので、その技術が市内中小企業のグローバル展開に役立ち、又は役立つ見込みがあること。

エ (6) のアからオまでの欠格事由に該当しないこと。

#### (2) 原稿作成・提出方法

掲載のお申込みを頂いた企業には、IDEC 横浜より掲載に関するご連絡をメール等によりいたします。その後、IDEC 横浜が指定する業者より、掲載原稿の提出方法等に関する連絡がありますので、その業者の依頼に基づき、平成 30 年 8 月 10 日（金）正午までに必着で、業者宛てに原稿等をご提出ください。

※業者に関しては、業者選定を実施後、掲載のお申し込みを頂いた企業に別途、連絡先等をお知らせいたします。

#### (3) 募集数（予定）

ア 通常版（日本語）180 社程度

イ 海外版（英語） 40 社程度

#### (4) 注意事項

ア 応募書類などは返還しませんのでご了承ください。

イ 応募後に、提出書類などの追加、修正をお願いすることがあります。

ウ 応募書類などの著作物及び肖像は、応募されたときをもって、IDEC 横浜が無償で活用することを承諾したものとみなします。

エ 応募書類を通じて IDEC 横浜が取得した個人情報、「横浜ものづくり企業ガイド 2018」の作成及び配布・配置、並びにそれらに付随する業務（ウェブページへの掲載を含む。）以外の目的には使用しません。

#### (5) 掲載料等

「横浜ものづくり企業ガイド 2018」への掲載料は、通常版（日本語）が年間 15,000 円（消費税等相当額込）、海外版（英語）が年間 8,000 円（消費税等相当額込）となります（冊子を年ごとに改訂・更新する場合には、その都度掲載料が発生します。）。

初版の掲載料は、平成 30 年 10 月下旬頃に IDEC 横浜が指定する業者より請求書を送付いたしますので、請求書に記載の指定口座までご入金をお願いします（振込みに要する一切の手数料は、応

募された企業（以下「応募者」といいます。）のご負担となります。）。

※掲載各社には、通常版（日本語）、海外版（英語）ともに、それぞれ 10 部／社を配付します。

#### （6）掲載可否（欠格事由など）

応募者及びその関係者が、次の欠格事由に当たらないことを踏まえ、掲載可否を決定します（明らかに掲載できないと認められる応募者に対しては、応募自体を受け付けませんので、あらかじめご了承ください）。

ア 特定の政治活動又は宗教的活動に関係があり、若しくは暴力団その他反社会的勢力と関係がある。

イ 会社法の規定に違反し、又は民事再生法、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律、会社更生法、破産法上の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者である。

ウ 上記以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者が、役員として過去2年間に就任していたことがある。

エ IDEC 横浜が管理運営する施設の入居者又は過去に当該施設に入居したことがある者で、賃料や使用料など支払が必要な料金を滞納したことがある（当該滞納が支払期限から1年以内に解消された場合を除く。）者。

オ 上記「エ」の滞納を発生させた者の代表者又は役員であった者が、役員又は支配人等重要・主要な職務に就いている企業である。

カ 上記のほか、「横浜ものづくり企業ガイド2018」に掲載するのが不適切であると IDEC 横浜が認めた企業である。

#### 4 応募先及びお問い合わせ先

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部 地域密着型支援担当（企業ガイド作成担当）

E-mail: market@idec.or.jp TEL: 045-225-3725 FAX: 045-225-3738